

==== 公布された規則のあらまし ====

貸金業の規制等に関する法律施行細則等の一部改正について

1 規則の改正理由

貸金業の規制等に関する法律等の一部改正に伴い、所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 貸金業の規制等に関する法律施行細則の一部改正

ア 貸金業の規制等に関する法律の題名が貸金業法に改正されることに伴い、題名を鳥取県貸金業法施行細則に改める。

イ 貸金業の規制等に関する法律、貸金業の規制等に関する法律施行令及び貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部改正に伴い、根拠条項を改める。

ウ 立入検査をする職員が携帯する身分証明書の様式を改める。

(2) 鳥取県事務処理権限規則の一部改正

ア 次の表の左欄に掲げる事務についての事務処理権限の区分を、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	決裁権者
貸金業者の登録の拒否	課長専決
登録を受けた貸金業者に係る登録事項の変更の登録	課長専決
登録を受けた貸金業者の業務の改善に必要な措置の命令	部長専決
登録を受けた貸金業者の役員の解任の命令	部長専決
登録を受けた貸金業者から貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者等に対する報告又は資料の提出の命令	課長専決
登録を受けた貸金業者から貸付けに係る契約について保証契約を締結した保証業者等の営業所等への立入検査等	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者に対する社内規則の作成又は変更の命令	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の承認	課長専決
登録を受けた貸金業者のうち貸金業協会に加入していない貸金業者の社内規則の変更又は廃止の承認	課長専決

イ 規則中引用している貸金業の規制等に関する法律の条項を改める。

ウ その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、公布日とする。